

雇用管理制度の充実に向けた

無料支援のご案内



●●個別相談・支援とは●●

労働局の支援事業を活用して働き易い職場を作ろう！！

専門家[※]（雇用管理サポーター）が事業所に直接訪問し無料で相談・支援を行います。

《例えば！》

BCPの策定は完了していますか？

R6年度より介護保険法においてBCPの導入は義務化されます。今年度は策定導入の猶予期間最終年度となります。

就業規則は法令の改正に対応できていますか？

育児休業法、社会保険、時間外手当の支給基準等々の規程整備は万全ですか？

ハラスメント対策はできていますか？

労働施策総合推進法等の改正により職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講ずることが事業主の義務となりました。

その他

採用手法、人材育成、諸規則の整備、処遇改善加算助成金の活用、人事評価制度の整備、働き方改革等

※ 雇用管理改善サポーターとは

当センターが委嘱した介護分野の雇用管理・人材育成・助成金等に詳しい専門家（社会保険労務士・中小企業診断士・産業カウンセラー等の有資格者）です。



●●支援の流れ●●

①お申込み

裏面の申込書に記入し、センターまでFAXしてください

②支援決定

センターより、支援決定と日程調整の連絡を差し上げます。

③個別相談・支援

事業所に専門家が訪問し、課題解消の支援を行います。（5回程度）

※オンライン相談可

④改善への取り組み

※専門家（雇用管理改善サポーター）の支援を受けて、事業所が取り組み作業を行っていただきます。

⑤意見交換会

地域ネットワークコミュニティにより、課題や様々な情報交換を行います。

+



経験交流会（令和5年3月開催予定）

- * 取り組みの好事例発表
- * 基調講演（予定）など

応募締切：令和5年6月23日（金）

支援期間：令和5年6月から令和6年1月末日まで

対象事業所：雇用保険適用後10年未満の事業所を中心に15事業所を選定します



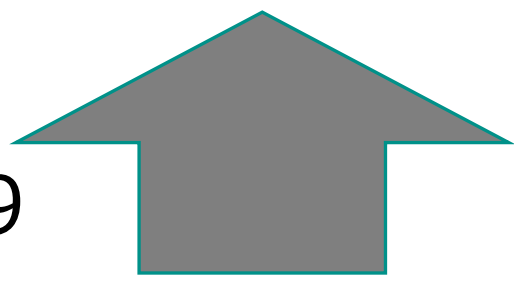
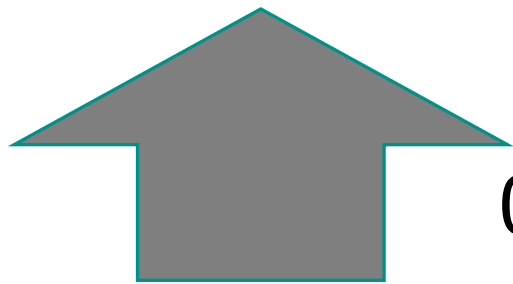
【お問合せ】 公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部

〒520-0043 大津市中央3丁目1-8 大津第一生命ビル10階

TEL：077-527-2029 FAX：077-527-2039

HP <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/sh>

お申込はウラ面の申込書をFAXしてください



FAX
077-527-2039

公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部 宛 年 月 日

令和5年度 滋賀労働局委託事業 介護分野における人材確保のための雇用管理推進事業			
個別相談支援申込書			
締切日：令和5年6月23日（金）必着			

法人名		設立年月 (西暦)	年 月
事業所名		T E L	
ご担当者様 (役職)	役職 ()	F A X	
E-mail	【注】大文字・小文字、アルファベットのO（オー）と数字の0（ゼロ）、アルファベットのI（エル）と数字の1（イチ）など違いを明確にご記入ください		
住 所	〒		
主な事業 (該当するものすべてに☐)	☐介護老人福祉施設 ☐介護老人保健施設 ☐認知症対応型共同生活介護 ☐訪問介護 ☐短期入所生活介護 ☐地域包括支援センター ☐ケアハウス ☐通所介護 ☐訪問看護 ☐小規模多機能 ☐有料老人ホーム ☐その他（ ☐サービス付き高齢者住宅 ☐居宅介護支援事業所)		
相談内容 該当するものすべてに☐ または その他欄に詳しく記入	☐職員の採用方法や人材活用、育成等を見直したい ☐人事および職務評価制度を整えたい ☐賃金制度や雇用契約、就業規則等を整備したい ☐処遇改善加算の算定要件を充足したい ☐BCP（事業継続計画）の策定導入を図りたい ☐職員のこころと身体の健康管理を進めたい ☐その他 具体的に ()		
希望時期	第1希望 月 日 () 第2希望 月 日 () 第3希望 月 日 ()	時間帯 (: ~ :) 時間帯 (: ~ :) ☐ どちらでもよい	

※ご提供いただいた個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに基づき厳重に管理し、上記目的および今後のセミナーのご案内以外には使用いたしません

◆お問合せ◆

公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部

〒520-0043 大津市中央3丁目1-8 大津第一生命ビル10階

T E L：077-527-2029 F A X：077-527-2039

E-mail：shiga@kaigo-center.or.jp

【担当：西岡】